

(様式1)

仙台市交通局地下鉄駅地域情報ボード掲出申請書兼許可書

申請日 令和 年 月 日
※掲出希望日の14日前から申請できます。
※1イベントにつき一枚の申請書のみで可。

仙台市交通局鉄道管理部 駅務サービス課長 宛

申請者名称:	電話:
連絡先等所在地:	F A X:
代表者:	E-mail:
申請担当者:	

地下鉄駅地域情報ボードについて、次の通り申請します。

イベント名							
イベント開催地	(開催地住所もしくは開催地施設名)						
イベント内容							
掲出希望駅 ※3駅まで 選択可 (希望する駅を ○で囲む)	※仙台駅は、 <u>いずれか一つの改札のみ選択</u> できます。						
	南北線	泉中央駅	八乙女駅	黒松駅	旭ヶ丘駅	台原駅	北仙台駅
		北四番丁駅	勾当台公園駅	広瀬通駅	仙台駅 (北改札)	五橋駅	愛宕橋駅
		河原町駅	長町一丁目駅	長町駅	長町南駅	富沢駅	
	東西線	八木山動物公園駅	青葉山駅	川内駅	国際センター駅	大町西公園駅	青葉通一番町駅
		仙台駅 (西改札)	仙台駅 (東改札)	宮城野通駅	連坊駅	薬師堂駅	卸町駅
		六丁の目駅	荒井駅				
※交通局記入欄 備考							
掲出希望期間	※掲出希望駅に <u>泉中央・勾当台公園・仙台・国際センター駅</u> が含まれる場合は、 <u>掲出期間は14日間まで(撤去日含む)</u> となります。(含まない場合は30日間まで) 令和 年 月 日() ~ 年 月 日(): 日間 ! ※翌々週・翌月の同一曜日や同一日を指定した場合、規定日超となることにご注意ください。 例: 3日(火)~17日(火)=15日間 7月1日~8月1日=32日間						
☐	次ページの確認事項をすべてチェックし、(⇒申請書2枚目をご確認下さい。) 地下鉄地域情報ボード掲出基準の内容を了承のうえ、掲出を希望します。 ※上記内容にご同意いただけましたら、□をクリックまたは✓を記入してください。						

(交通局記載欄) 上記のとおり地下鉄駅地域情報ボードへの掲出を許可します。

令和 年 月 日

仙台市交通局鉄道管理部 駅務サービス課長

※各駅に掲出物を掲出する際は、この許可書を駅窓口にて持参願います。
※画鋏等は各駅窓口で貸出しします。また、掲出位置は別添を参照願います。

受付駅: 受付日時: 年 月 日 時 分

※受付印無きものは無効

仙台市交通局地下鉄駅地域情報ボード掲出申請についての確認事項

1. 地下鉄駅地域情報ボード掲出基準の内容を確認した。 QRコードをご利用ください。⇒ ※地下鉄駅地域情報ボード掲出基準規定が開きます。 	☐ はい
2. 申請日は掲出希望日の前日から起算して14日以内である。	☐ はい
3. 申請者の名称・所在地・代表者名・担当者名・連絡先を申請書に明記した。	☐ はい
4. 申請するイベントの主催者は以下のどれに該当しますか。 ○ 自治会 ○ 商店会 ○ 地域サークル ○ その他の任意団体 ○ 学校 ○ 民間法人 ○ 行政機関 ○ 行政機関に準ずる団体（外郭団体・指定管理者等） ○ その他（ ）	
5. 申請するイベントの開催場所は仙台市内である。	☐ はい
6. 申請するイベントの内容は以下のどれに該当しますか。 ○ 地域活動 ○ 文化活動 ○ 催事（定期的ではない催し） ○ その他（ ）	
7. 申請するイベントは、	
(1) 参加料・入場料等を徴収し、営利が発生するものではない。 <u>※有料イベントで掲出を希望される場合、収支報告書等の提出を求めています。</u>	☐ はい
(2) 物品を販売し、営利を得ることが主たる目的のものではない。	☐ はい
(3) 営業の一環としての体験教室や、営業上の集客が主たる目的のものではない。	☐ はい
(4) テレビ、ラジオ、新聞等、有料での広告・宣伝を行っていない。	☐ はい
(5) プロが主催するものではない。	☐ はい
(6) 募集・募金・失踪人探し等が主たる目的のものではない。	☐ はい
(7) 特定の政治・宗教活動の宣伝が主たる目的のものではない。	☐ はい
(8) 公の秩序または善良の風俗に反するものではない。	☐ はい
(9) 青少年の健全育成の観点から、不適当なものではない。	☐ はい
(10) 人権侵害、名誉棄損等のおそれがあるものではない。	☐ はい
8. 掲出希望駅で選択したのは、3駅以内である。	☐ はい
9. 仙台駅への掲出を希望する場合、一つの改札のみを選択した。	☐ はい
10. 掲出希望期間について、掲出物撤去日が含まれることを理解し、 泉中央・勾当台公園・仙台・国際センター駅での掲出を希望する場合は、 掲出希望期間を14日以内にしている。（それ以外の場合は30日間）	☐ はい
11. 申請するにあたって、掲出物の見本を一部添えることを理解している。	☐ はい
12. 掲出するポスターの大きさは、B3（横364mm・縦515mm）以内である。	☐ はい
13. 掲出するポスターには、主催者名と連絡先が明記されている。	☐ はい
14. 掲出許可が出た場合、掲出および撤去は申請者が行うことを理解している。	☐ はい
15. 掲出の際は、各駅の駅係員の確認を受けることを理解している。	☐ はい
16. 掲出許可期間最終日まで、掲出物を撤去することを理解している。	☐ はい
17. 以上、申請内容および回答に偽りはない。	☐ はい

ご入力・ご確認ありがとうございました。